

J R 四国労組ニュース

令和元年11月22日（No.11／1）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

年末手当交渉 妥結

昨年を0.06ヵ月上回る！

基準内賃金の1.89ヵ月分

支払日 12月6日（金）以降

J R 四国労組は、本日10時30分より「2019年度年末手当の要求（申第6号）」、「2019年度準組合員（エキスパート社員）の年末一時金の要求（申第7号）」及び「2019年度準組合員（契約社員）の年末一時金の要求（申第8号）」について3回目の団体交渉を行った。

これまでの交渉の中で、日々安全・安定輸送、収入の確保に奮闘する組合員の頑張りと、政策課題解決に向けた取り組み等に対する評価を年末手当に反映させるよう強く訴えてきた結果、会社側から回答があった。

【会社側からの回答（主旨）】

2019年度中間決算については、豪雨災害の反動や消費増税に伴う駆け込み需要を受け、鉄道運輸収入が増加したことなどから、営業利益は昨年より13億円改善しました。また、通期の営業利益についても、昨年より改善することを見込んでいます。しかしながら、鉄道運輸収入が昨年の災害前の水準にまで回復していないことに加え、人口減少や少子化の進展などのため、当社を取り巻く経営環境は更に厳しくなるものと想定されます。

一方で、先日の「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会Ⅱ」では、「J R 四国の経営」に関する課題を含めた中間整理が示されました。その中で、当社においては「安全の確保」を事業運営の根幹としつつ、収支改善のための各種施策に引き続き取り組んでいくことが求められています。

こうした状況の中で、日頃の社員一人ひとりの安全・安定輸送の確保と収支改善に向けた取り組みや、労使一体となった諸課題への取り組みに加え、増収活動への積極的な参加などを最大限考慮するとともに、今後の社員のより一層の努力と貴組合の協力を強く期待し、上記の回答としました。

交渉終了後、持ち帰り業務対策委員会を開催し、会社を取り巻く状況は、鉄道運輸収入が豪雨災害以前の水準には戻りきっておらず、依然として厳しいが、

- ・安全・安定輸送及び収入の確保に向けた取り組み
- ・厳しい要員需給のなか各種効率化施策への理解と協力
- ・J R 四国の経営安定に向けた政策課題解決への取り組み等
- ・エキスパート社員や契約社員の日々の懸命な取り組み

について最大限評価していることに加えて、昨年の年末手当の支給月数を0.06ヵ月分上回っていること、更に年間の支給月数でみると、千円高速の影響を受けた2009年度以降、2017年度に並ぶ最高水準の支給月数（3.78ヵ月分）となったこと等について議論・検討した結果、現時点において会社として精一杯の回答であると判断し、本日12時に妥結した。

J R 四国労組ニュース

令和元年 11 月 22 日（No. 11 / 2 終） 発行責任者／大谷 清 編集責任者／武智 義治

【エキスパート社員の年末一時金について】

1 基礎額

基本賃金及び高年齢調整手当の合計額の 2.29 箇月分とする。

2 支給日は、12 月 6 日以降準備でき次第とする。

<参考>

支払額＝基準額×（1－期間率±成績率）

↓

基準額＝基礎額×係数（0.4）

↓

基礎額＝基本賃金及び高年齢調整手当の合計額の 2.29 ヲ月分

【契約社員の年末一時金について】

1 パートナー社員（月給・日給適用者）

（1）基準額

調査期間内の 勤務日数	四 国 地 区	大 阪 地 区	看 護 師	列車乗務員	アテンダント
65 日以上 120 日未満	65,000 円	83,000 円	88,000 円	74,000 円	74,000 円
120 日以上	130,000 円	166,000 円	176,000 円	148,000 円	148,000 円

（注）勤務日数とは、調査期間内の所定勤務日における勤務日並びに調整休日、代休、年休及び有給休暇の日の合計日数とする。

（2）加算額

調査期間内の勤務成績が特に優秀な者に対して、基準額に 10,000 円の加算を行う。

（3）減算額

調査期間内の勤務成績が特に良好でない者に対して、基準額に 5,000 円又は 10,000 円の減算を行う。

2 支給日は、12 月 6 日以降準備でき次第とする。

以 上